

政令第百九十六号

関税法施行令及び関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の二第七項、第七条の九第一項、第四十三条の三第一項、第六十二条の三第一項、第六十二条の十及び第六十八条第二項の規定並びに関税暫定措置法（昭和三十一年法律第三十六号）第八条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項及び第四条第一項第一号中「保税作業による製品である外国貨物の」を削る。

第四条の二第一項第一号中「保税作業による製品である外国貨物の」を削り、同項第七号中「又は第三号」を「から第四号まで」に、「又は同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書」を「、同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書又は同項第四号イに規定するマレーシア協定原産地証明書」に改め、同項第八号中「又は第三号ロ 若しくは」を「、第三号ロ 若しくは 又は第四号ロ 若しくは」に、「又は第三号の」を「から第四号までの」に改める。

第四条の十二第二項第四号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第五号中「又は同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書」を「、同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書又は同項第四号イに規定するマレーシア協定原産地証明書」に、「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第六号中「又は同項第三号ロに規定するメキシコ協定運送要件証明書」を「、同項第三号ロに規定するメキシコ協定運送要件証明書（特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限るものとし、特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）又は同項第四号ロに規定するマレーシア協定運送要件証明書」に改める。

第三十六条の三第一項中「保税蔵置場に」を削り、同条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第三項中「又は第三号」を「から第四号まで」に、「又は同項第三号イ」を「、同項第三号イ」に改め、「規定するメキシコ協定原産地証明書」の下に「又は同項第四号イに規定するマレーシア協定原産地証明書」を加え、「又はメキシコ協定原産地証明書」を「、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書」に改め、同条第四項中「又は第三号ロ 若しくは」を「、第三号ロ 若しくは又は第四号ロ 若しくは」に、「又は第三号の」を「から第四号までの」に、「又は同項第三号ロ

に規定するメキシコ協定運送要件証明書」を「、同項第三号口に規定するメキシコ協定運送要件証明書又は同項第四号口に規定するマレーシア協定運送要件証明書」に、「又はメキシコ協定運送要件証明書」を「、メキシコ協定運送要件証明書又はマレーシア協定運送要件証明書」に改める。

第五十一条の四第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

第五十一条の十二第一項中「総合保税地域に」を削り、同条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第三項中「又は第三号」を「から第四号まで」に、「又は同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書」を「、同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書又は同項第四号イに規定するマレーシア協定原産地証明書」に、「又はメキシコ協定原産地証明書」を「、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書」に改め、同条第四項中「又は第三号口 若しくは」を「、第三号口 若しくは 又は第四号口 若しくは」に、「又は第三号の」を「から第四号までの」に、「又は同項第三号口に規定するメキシコ協定運送要件証明書」を「、同項第三号口に規定するメキシコ協定運送要件証明書又は同項第四号口に規定するマレーシア協定運送要件証明書」に、「又はメキシコ協定運送要件証明書」を「、メキシコ協定運送要件証明書又はマレーシア協定運送要件証明書」に改める。

第六十一条第一項中「（輸入申告に際しての提出書類）」を「（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）」に改め、同項第二号中「協定（以下この号）」の下に「及び第四項」を加え、同号ロ及び同項第三号ロ中「ロにおいて」を「以下この号において」に改め、同項に次の一号を加える。

四 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（以下この号及び第六項において「マレーシア協定」という。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

イ 当該貨物がマレーシア協定第三章の規定に基づきマレーシアの原産品とされるもの（ロにおいて「マレーシア原産品」という。）であることを証明した原産地証明書（税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物及び課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「マレーシア協定原産地証明書」という。）

ロ 当該貨物がマレーシア原産品であつて、かつ、マレーシアからマレーシア以外の地域（以下この号において「非原産国」という。）を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの（以下この号において「直接運送品」という。）以外のものである場合にあつては、当該貨物が次のいずれか

に該当するものであることを証する書類として、マレーシアから本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類（課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「マレーシア協定運送要件証明書」という。）

マレーシアから非原産国を経由して本邦へ向けて運送される貨物で、当該非原産国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）以外の取扱いがされなかつたもの

マレーシアから非原産国における一時蔵置又は博覧会等への出品（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）のため送り出された貨物で、当該貨物を送り出した者により当該非原産国から本邦に送り出されるもの（当該貨物の当該非原産国から本邦までの運送が直接運送品又は に該当する貨物に係る運送に準ずるものである場合に限る。）

第六十一条第三項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第九項中「又はメキシコ協定運送要件証明書」を「、メキシコ協定運送要件証明書又はマレーシア協定運送要件証明書」に、「又は第三号口 若しくは」を「、第三号口 若しくは 又は第四号口 若しくは」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「又はメキシコ協定運送要件証明書」を「、メキシコ協定運送要件証明書又はマレーシア協定運送要件証明書」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「及びメキシコ協定原産地証明書」を「、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書」に改め、「（郵便物を受け取った旨の通知）」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「及びメキシコ協定原産地証明書」を「、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書」に、「（郵便物の検査）」を「（郵便物の輸出入の簡易手続）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 マレーシア協定原産地証明書は、その証明に係る貨物についてマレーシア協定附属書三に定める事項を記載し、かつ、当該貨物をマレーシアから送り出した者の申請に基づきマレーシアにおいてマレーシア協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならぬ。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

	<p>二七・三四号、第二七・三五号の二、第二七・三六号又は第二九・ 号に掲げる物品</p>
二	<p>関税率表第三一・一号の二、第三五・二号の四、第三六・二号の二、 第三六・二三号の二、第三六・二三号の二、第三六・二九号の二の(一)又は第 三七・五九号の一に掲げる物品</p> <p>関税率表第三七・九九号の二の(四)のBに掲げる物品のうち はまぐり(乾燥したものに限り)</p>
三	<p>関税率表第四一・号に掲げる物品</p>
四	<p>関税率表第五九・号に掲げる物品のうち 課税価格が一キログラムにつき三、六円未満のもの</p> <p>関税率表第五一・号の二、第五一・九一号の二又は第五一・九九号の二 に掲げる物品</p>
五	<p>関税率表第六四・一号、第六四・九一号又は第六四・九九号に掲げる物品</p>

六

関税率表第 七 一・一 号、第 七 五・二 一 号又は第 七 五・二 九 号に掲げる物品

関税率表第 七 六・九 号に掲げる物品のうち

ごぼう

関税率表第 七 九・一 号又は第 七 九・五 二 号に掲げる物品

関税率表第 七 九・五 九 号に掲げる物品のうち

まつたけ

関税率表第 七 一・二 号又は第 七 一・三 号に掲げる物品

関税率表第 七 一・九 号の二に掲げる物品のうち

ばれいしよ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）及びたけのこ

関税率表第 七 一・一 号の二の（一）、第 七 一・二 号の二、第 七 一・三 号の

二の（一）、第 七 一・三 九 号の二の（一）、第 七 一・四 号の二、第 七 一・五 号の

二の（一）又は第 七 一・九 号の二の（一）に掲げる物品

チン、サワーサップ及びレイシ

関税率表第 八一・九 号の二の(二)に掲げる物品

関税率表第 八一・九 号の二の(三)に掲げる物品のうち

ベリー

関税率表第 八一・九 号の二の(四)に掲げる物品のうち

カムカム

関税率表第 八二・九 号の四の(三)に掲げる物品のうち

パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、
パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガ
ーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴス
チン、サワーサップ及びレイシ

関税率表第 八一・二 号又は第 八一・三・四 号の一に掲げる物品

関税率表第 八一・三・四 号の二に掲げる物品のうち

	<p>パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル</p> <p>関税率表第 八二三・五 号又は第 八二四・ 号に掲げる物品</p>
八	<p>関税率表第 九一・九 号の二、第 九二・四 号の二の(一)、第 九三・ 号、第 九四・一 号の二、第 九四・二 号の二、第 九四・二 号の二、第 九七・ 号の二、第 九八・一 号の二、第 九八・二 号の二、第 九八・三 号の二、第 九九・一 号の二若しくは二の(二)、第 九九・二 号の二若しくは二の(二)、第 九九・三 号の二若しくは二の(二)、第 九九・四 号の二若しくは二の(二)、第 九九・五 号の二若しくは二の(二)、第 九一・一 号の二、第 九一・二 号の二、第 九一・三 号の二、第 九一・四 号の二、第 九一・五 号、第 九一・九 号の二又は第 九一・九九号の二に掲げる物品</p>
九	<p>関税率表第一 二・ 号の二又は第一 五・一 号の二に掲げる物品</p>

	<p>関税率表第一 七・ 号の二に掲げる物品のうち</p> <p>関税定率法第一三条第一項の適用を受けないもの</p> <p>関税率表第一 八・九 号の二の(二)に掲げる物品</p>
一	<p>関税率表第一 二・一 号、第一 三・一九号の三若しくは五、第一 三・二 号の二若しくは六、第一 四・一二号、第一 四・一九号の四又は第一 四・二二号に掲げる物品</p>
二	<p>関税率表第二 八・一 号、第二 八・九 号又は第二 二一・九 号の二若しくは四に掲げる物品</p> <p>関税率表第二 二二・二 号の二の(一)に掲げる物品のうち</p> <p>ふのり属のもの</p> <p>関税率表第二 二二・三 号又は第二 二二・九九号の二若しくは四に掲げる物品</p>
二	<p>関税率表第三 二・二 号に掲げる物品</p>
三	<p>関税率表第四 一・一 号、第一 四一・九 号の二又は第一 四四・九 号の二、三</p>

	若しくは四に掲げる物品
一四	<p>関税率表第一五五・ 号の一、第一五二一・一 号、第一五二一・九 号、第一五二三・一一号、第一五二三・一九号、第一五二三・二二号の一、第一五二三・二九号の一、第一五二五・三 号、第一五二六・一 号、第一五二六・二 号、第一五二八・ 号又は第一五二・ 号に掲げる物品</p> <p>関税率表第一五二一・九 号の一に掲げる物品のうち 鯨ろう</p> <p>関税率表第一五二一・九 号の二に掲げる物品</p>
一五	<p>関税率表第一六二・三二号の二の(二)又は第一六三・ 号の二に掲げる物品</p> <p>関税率表第一六四・一一号に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの以外のもの</p> <p>関税率表第一六四・一六号に掲げる物品</p> <p>関税率表第一六四・一九号に掲げる物品のうち</p>

一六	<p>うなぎ以外のもの</p> <p>関税率表第一六 四・二 号の一の(一)に掲げる物品のうち</p> <p>にしん(クルペア属のもの)のもの(気密容器入りのものに限る。)</p> <p>関税率表第一六 四・二 号の二、第一六 四・三 号、第一六 五・二 号の一又は第一六 五・四 号の二に掲げる物品</p> <p>関税率表第一六 五・九 号の一に掲げる物品のうち</p> <p>いか、帆立貝及び貝柱以外のもの</p> <p>関税率表第一六 五・九 号の二の(一)に掲げる物品のうち</p> <p>くらげ</p> <p>関税率表第一六 五・九 号の二の(三)に掲げる物品のうち</p> <p>あわび及び帆立貝以外のもの(その他の軟体動物のもののうち気密容器入りのものを除く。)</p> <p>関税率表第一七 二・一 一 号、第一七 二・一 九 号又は第一七 二・一 五 号に掲げる物品</p>
----	--

一七	<p>関税率表第一八三・一号、第一八三・二号、第一八五・号、第一八六・一号の二又は第一八六・三三二号の二の(二)に掲げる物品</p>
一八	<p>関税率表第一九五・一号、第一九五・二号又は第一九五・四号に掲げる物品</p>
一九	<p>関税率表第二一・一号又は第二一・九号の一の(一)若しくは(四)若しくは二の(一)、(二)若しくは(四)に掲げる物品</p> <p>関税率表第二一・九号の二の(五)に掲げる物品のうち しょうが以外のもの</p> <p>関税率表第二二・一号、第二二・九号の二の(二)又は第二二・三・二号に掲げる物品</p> <p>関税率表第二四・九号の二の(四)に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの</p> <p>関税率表第二五・一号の二、第二五・二号の(一)、第二五・四号の二の(一)若しくは(二)のB、第二五・五九号の二の(一)又は第二五・七号に掲げる物</p>

品

関税率表第二 五・九 号の二の(二)に掲げる物品のうち

気密容器入りのもの

関税率表第二 五・九 号の二の(四)若しくは(五)のAの 若しくはBの、第二 六・

号の二又は第二 八・一九号の一の(一)若しくは(二)のA若しくは二の(一)若しくは(二)の

A若しくはBに掲げる物品

関税率表第二 八・一九号の二の(二)のCに掲げる物品のうち

ぎんなん以外のもの

関税率表第二 八・四 号の二の(一)のB若しくは(二)のB、第二 八・五 号の二、第

二 八・六 号の二の(二)、第二 八・七 号の二の(一)又は第二 八・九一号に掲げ

る物品

関税率表第二 八・九二号の一に掲げる物品のうち

砂糖を加えてないもの

二	<p> 関税率表第二一 八・九九号の二の(一)のAの 又はBの 若しくは に掲げる物品 関税率表第二一 八・九九号の二の(一)のBの に掲げる物品のうち ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし 関税率表第二一 八・九九号の二の(二)のAの に掲げる物品 関税率表第二一 八・九九号の二の(二)のAの に掲げる物品 関税率表第二一 八・九九号の二の(二)のAの に掲げる物品のうち マンゴー、グアバ、マンゴスチン及びカムカム 関税率表第二一 八・九九号の二の(二)のBの 又は に掲げる物品 関税率表第二一 八・九九号の二の(二)のBの に掲げる物品のうち ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、爆裂種のうちもろ こし(通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。)及びカムカム 関税率表第二一 九・八 号の二の(二)に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの </p>
二	<p> 関税率表第二一 一・一一号の二の(一)、第二一 一・一一号の二の(二)のB、第二一 一・ </p>

別表第一の六（第二十五条関係）

	<p>二 号の一の(一)、第二一 一・三 号、第二一 二・二 号の一、第二一 二・三 号、第二一 三・一 号、第二一 三・九 号の一の(三)若しくは二の(一)若しくは(二)のA、第二一 四・二 号又は第二一 六・九 号の二の(二)のDの に掲げる物品</p> <p>関税率表第二一 六・九 号の二の(二)のEの のイに掲げる物品のうち 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの以外のもの</p>
二二	<p>関税率表第二二 一・一 号、第二二 三・ 号、第二二 四・三 号の二、第二二 八・九 号の二の(一)若しくは(三)又は第二二 九・ 号に掲げる物品</p>
二二	<p>関税率表第二三 九・一 号の二の(二)のBの 又は第二三 九・九 号の一に掲げる物品</p>
項名	品 目
一	<p>関税率表第二九 五・四四号、第二九〇六・一一号、第二九一八・一四号又は第二九一八・一五号の一に掲げる物品</p>
二	<p>関税率表第三五・ 五項に掲げる物品</p>

三	関税率表第四一・一四項に掲げる物品
四	関税率表第四三 二・一一号に掲げる物品 関税率表第四三 二・一九号、第四三 二・二二号、第四三 二・三三号、第四三 三・一 号又は第四三 三・九号に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの
五	関税率表第七 一八・九号の一に掲げる物品

附 則

この政令は、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の効力発生の日から施行する。